



編集後記

編集顧問	小川秋實	秋元成太	村井 勝
	郡健二郎	藤岡知昭	
編集委員	大家基嗣	近藤幸尋	小島祥敬

中村倫也さんの心地よい語りが気に入り、時々観るEテレの番組があります。「ザ・バックヤード：知の迷宮の裏側探訪」で取材されていたのが、大津市にある滋賀県立琵琶湖博物館でした。琵琶湖の成り立ち、人との関わり、水族館など、見どころが満載です。琵琶湖は古代湖で、絶滅危惧種が生息しているのですが、公開されていない標本など、まさにバックヤードの貴重な資料を研究員の方々が地元出身の女優高橋ユウさんに解説されていました。とても立派な施設で訪れてみたいと思ったのですが…「あれ？ 小学校の遠足で琵琶湖の博物館は来たはず。雰囲気は全く違う。ここではない気がする。どこだったのだろう？」

遠足というよりも「社会科見学」といったほうが正確なのかもしれません。感想文を書くことが義務づけられていたので、訪れるスポットを真面目に見学していました。そのため記憶にくっきりと刻まれております。お城の風貌のコンクリートの建物に登り、眼下に迫る琵琶湖の雄大さに圧倒されたことを思い出しました。「絶対に違う!」、確信したので調べてみました。私がかつて訪れていたのは草津市にあった「滋賀県立琵琶湖文化館」でした。ウィキペディアによると、1961年に開館し、2008年に閉館していました。淡水

水族館は滋賀県立琵琶湖博物館に移されたそうです。私が混乱したのも当然のような気がしました。水槽で魚を見た記憶があったからです。

滋賀県のホームページを見ますと、滋賀県立琵琶湖文化館は浜大津に移転し2027年に開館を予定しているそうです。私が訪れた「旧」琵琶湖文化館は閉館したけれども建物はまだ残っているみたいです。写真を眺めると、50年以上前の記憶が戻ってきて感慨深いものがありました。琵琶湖の畔の3層の建物は水城のごとく威容を誇り、まるで長浜城のようです。

江戸時代は平城がメインかもしれませんが、戦国時代の基本は山城です。織田信長は北近江一帯の領主浅井長政を小谷城に攻めて落城させ、浅井家は滅亡します。その手柄で秀吉が築城したのが、出世城と言われる長浜城です。

水城である長浜城は船の出入りが可能だったそうです。スピードを重視し、類まれな経済センスを持っていた秀吉は物流の拠点として水城を築城したのです(磯田道史: 豊臣兄弟 天下を獲った处世術, 文春新書, 2025)。2026年の大河ドラマ「豊臣兄弟」で長浜城は出てくるのでしょうか? 楽しみです。

(大家基嗣)

臨床泌尿器科 (第80巻 第5号) (通巻963号)

2026年4月20日発行 (毎月1回20日発行)

定価: 3,190円 (本体2,900円+税10%)

2026 年間購読料
(増刊号を含む13冊, 税込, 送料小社負担)
冊子版 47,300円
電子版 (個人) 43,824円
電子+冊子版 (個人) 49,324円

発行 株式会社 医学書院

代表者 金原 俊

〒113-8719 東京都文京区本郷1-28-23

<https://www.igaku-shoin.co.jp/>

編集室連絡先 rinpi@igaku-shoin.co.jp (担当: 上甲・今田)

印刷所 (株) 双文社印刷

広告取扱 (株) 文京メディカル 電話 (03) 3817-8036

商品・定期購読の送付先変更・その他のお問い合わせ先

<https://www.igaku-shoin.co.jp/inquiry>

・ Published by IGAKU-SHOIN Ltd., 1-28-23 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo © 2026, Printed in Japan.

・ 本誌に掲載された著作物の複製権・上映権・公衆送信権 (送信可能化権を含む)、口述権、譲渡権、貸与権、翻訳・翻案権 (著作権法第27, 28条の権利を含む) は株式会社医学書院が保有します。

・ 本誌を無断で複製する行為 (複写, スキャン, デジタルデータ化など) は, 「私的使用のための複製」など著作権法上の限られた例外を除き禁じられています。大学, 病院, 診療所, 企業などにおいて, 業務上使用する目的 (診療, 研究活動を含む) で上記の行為を行うことは, その使用範囲が内部的であっても, 私的使用には該当せず, 違法です。また私的使用に該当する場合であっても, 代行業者等の第三者に依頼して上記の行為を行うことは違法となります。

・ **JCOPY** < 出版者著作権管理機構 委託出版物 >

本誌の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は, そのつど事前に, 出版者著作権管理機構 (電話 03-5244-5088, FAX 03-5244-5089, info@jcopy.or.jp) の許諾を得てください。

* 「臨床泌尿器科」は株式会社医学書院の登録商標です。